

最高裁、「棄却」を決定

またも形式手続き論で！

司法責任から逃げ続ける最高裁



このままでは 済まされない！

再審請求人・弁護団、

3度目の挑戦を決意！

細川論文「鑑定書」を“新証拠”に

横浜事件

再審裁判を 支援する会

No. 41

2000. 8. 25

(事務局)

〒101-0064

東京都千代田区

猿樂町1-4-8

松村ビル401

☎03-3291-8066

Fax 03-3291-8066

▼さる七月二日、最高裁は第二次再審請求での特別抗告に対し、「棄却」の決定を通知してきました。「棄却」の理由は、左のカコミのようなものでした。

このカコミは実は、今から九年前、第一次再審での特別抗告に対する最高裁の「棄却」決定を伝えた『会報』17号にのせたものです。つまり最高裁は、今回も第一次再審のさいと全く同一の決定を下してきたということです（しかも

わずか一千字たらずの最高裁「棄却」の「論理」は、次のようなものでした。

- ①旧刑事訴訟法下での再審請求事件には、刑訴応急措置法が適用される。
- ②応急措置法では、「憲法判断」に関するものに限り、最高裁への特別抗告が認められる。

前回の一千字が今回は四百字！。これが、ほぼ二年近くを費やした「審理」の結論でした。

▼最高裁は、本件は「憲法判断」と関係がないとしています。しかし特別抗告ではハッキリ「憲法違反」を主張していました。つまり東京高裁の決定は恣意的な推測を重ねることで「疑わしきは被告人の利益に」という法理を逆転させ、結果として憲法32条に保障された「裁判を受ける権利」を奪っているという主張です。

しかし最高裁は、高裁決定には「憲法」の二字が見当たらないという形式論で「憲法判断」を放棄、「門前払い」としたのでした。

③ところが本件での原決定（東京高裁）は、「憲法判断」を行っていない。

④したがって、応急措置法の「抗告の理由」に該当しない。よって、棄却。まさに、形式的な手続き論のみに終始した「決定」でした。

新たな取り組みへ

請求人、弁護団会議で決定

▼第二次再審裁判は、憲法の番人であるべき最高裁が、憲法空洞化のブラックボックスであることを再度確認して終わりました。

しかし今回の「棄却」決定は、『会報』前号でご報告したように、弁護団が日弁連・人権委員会の協力を得て、今井清一・荒井信一両先生の細川論文についての「鑑定書」を新証拠とする申し立て補充書(三)を提出してからいくらかもたないうちに通知されてきたものです。しかもその自身は、先に見たような形式論です。

当然、このままでは引き下がれないという気持ちで、再審請求人、弁護団、支援する会事務局おしなべて強く残りました。

▼そこで七月二〇日(海の日)祝

日)、荒井信一先生にもお越しいただき、再審裁判の今後について検討いたしました。出席者は次のとおりです。

- *請求人 小野新一、斎藤伸子
- *弁護団 日下部長作団長、大川隆司事務局長、佐藤博史(日)

歴史を問う裁判に!

心ある研究者の協力で

▼敗戦一カ月後のやつつけ裁判で故小野康人さんが有罪とされたのは、総合雑誌『改造』の編集部員として細川嘉六氏の論文「世界史の動向と日本」の同誌掲載に協力したというものでした。同論文を裁判所は「共産主義的啓蒙論文」

と断定していたからです。では、細川論文は本当に「共産主義的啓蒙論文」だったのか。今井・荒井両先生の「鑑定書」はそれを否定します。細川論文は「社会主義の実現」などを説いたものではなく(もしそうなら内閣

弁連人権委員会)、笹隈みさ子(同)

*支援する会事務局 橋本進、梅田正己、金田富恵

この会議の結果、歴史の抹消・偽造がすすめられつつある今、横浜事件再審裁判をこのまま終わらせることはできない、「鑑定書」を新証拠に、司法の歴史認識を正面から問う裁判として、この再審裁判を新たに組み立てていこうという結論に達しました。

情報局の嚴重な検閲をパスするはずがない)、日本のアジア政策の中心に「民族自決」をすえるべきことを説いた論文だったということです。そして当時は、民族自決はすでにグローバルな流れとなっており、荒井先生によれば、あのヒトラーでさえチェコ侵入のさいには「民族自決」を唱えたということです。そして実際、日本の東条内閣も「大東亜宣言」で「各国は相互に自主独立を尊重し」とうたっていたのでした。

そこで細川論文が「共産主義的啓蒙論文」でなかったとなると、原判決の前提そのものが崩れ去ることになります。それを論証した「鑑定書」がカギになるゆえんです。

▼今後の取り組みはしたがって、今井・荒井先生の「鑑定書」を軸に、さらに多くの研究者にご協力いただいて、細川論文の内容を実証的に検証し、科学的な評価を固

めようというものでした。同論文を裁判所は「共産主義的啓蒙論文」

めてゆくことが中心になります。

それはまた、日本の戦争政策・アジア政策を問ひ直す作業に重なり、今また力を増しつつある「アジア太平洋戦争」民族解放戦争史観」克服の作業となるでしょう。

したがって、この作業はまた、「神の国」「三国人」発言に象徴される新たな排外ナショナリズムに対するたたかい、あるいは森首相の私的諮問機関「教育改革国民会議」を利用しての教育基本法の改定をめざす策動に反対する運動などとも手を結んでゆくことになるでしょう。

▼以上に述べたように、新証拠は細川論文についての「鑑定書」が中心となりますが、それに加えて橋本進さんが雑誌編集者としての体験から原判決の荒唐無稽ぶりを論証した論文（『会報』38、39号に紹介）なども新証拠として提出できるとのことです。

さらに、再審裁判にくわしい日

弁連・人権委員会の佐藤先生によれば、再審の審理は原則として非公開ですが、場合によっては証人尋問も可能であり、たとえば荒井先生に法廷に立って証言してもらうこともあり得る、ということでした。もしこうしたことが実現すれば、私たちの取り組みも新たな展開を見せるでしょう。

▼こうして横浜事件再審裁判は、これまでにもまして今日的な問題に取り組む地平へとすすみ出てゆくこととなります。

どうぞ今後とも「支援する会」にとどまり、再審裁判の実現にご協力くださるようお願いいたします。

また、先に述べた今後の研究課題について、よい研究者や関連の文献をご存じの方は、ぜひ事務局までご教示ください。

▼なお、新たな再審請求に踏み出すまでには一年、あるいはそれ以上の準備期間が必要と思われる

が、この準備活動そのものが再審裁判の取り組みそのものと請求人、弁護団、支援する会事務局では考えています。

具体的な取り組みについては、秋になると思いますが、この『会報』でお知らせいたします。

（事務局・梅田）

●会員の皆さんから

会費・カンパをお寄せくださった際の会員みなさんからのメッセージを（お断りせずに恐縮ですが）ご紹介させていただきます。

▼事務局からのお便りありがとうございます。お変わりなくお過ごしでしょうか。お目にかかれたら等と思いますが……。

川田さん・海老原さんと亡くなられ、残念でなりません。あまりに長い年月が腹立たしく思われます。弁護士さん四人も加わってくださったことに心から「お願います」と祈る気持ちです。

私事ですが、満州のことを聞きたいとありましたので。

私は昭和一五年四月、満州樺川県柳毛河という開拓団でした。私は大正三年生れですから、二七歳でした。何という所か聞こうともせず、百姓などとも出来ない私が、親が決めたのには仕方ないというか事情もあります。

一八年に一度、日本に帰りました。二度と満州には行かない決心でしたが親に戻るようにいわれ、また満州に戻りました。今も残念なのはその時、子供だけでも親のそばにおいていけば良かったのにと今もくり返し思っております。帰る船の中でも現地でも一日一日が不安の毎日でした。一五、六歳から男の人たちは召集され、女たちは一ヶ所に集まり死ぬしかないね等と語っていた時、軍の命令で二、三時間の内に現地を離れるようにとのことで、馬車を用意し出発したんですが、汽車に乗り遅れ、

それから地獄の一年が始まりました。
逃げ歩いた山道で親を捨てて子供を殺し捨て、一冬を過した収容所での凍死・餓死、長いことひどいことをしてきた日本は、同じ日本人の難民等切り捨てるのは何でもないことでしょう。仲間も私の子も餓死し、奇跡的というが私は生きて、二一年八月二二日でしたか、日本に帰ってきました。

よく苦勞の道など書いているのを見ますが、私は記者の方や、集まりの時などに長いこと、朝鮮や中国に日本はどんな事をしたか、植民地政策はどんなにひどかったか、ジャーナリストは書く義務があると言っています。

横浜事件も皆に知って欲しいと思います。その頃の警察をみても横浜事件の拷問の中で「小林多喜二のようにしてやってもいいんだぜ」の言葉が胸をつきます。川田さんはどんな思いで過ごしてきた

ことでしよう。

長くなってごめんなさい。またニュースを送って下さったら嬉しいと思います。少しですがカンパ送ります。
横山 新

▼ご無沙汰しておりますが、お元氣の様子でうれしく思っております。会報40号、ありがとうございます。

支援する会に関係されるいろいろな方が亡くなっていかれ、残念なことでございます。

わたしの脳梗塞も相変わらずで、一日中シャラシャラという脳鳴に悩まされ、目をつぶって我慢したりしています。

ところで夏至の日(六月二十二日)はわたしの誕生日で、いつの間にか八十六歳になってしまいました。主人(注・第一次再審請求人の一人、小林英三郎さん)が亡くなりましたのも八十六歳でした。いつまでもだらだらと駄文を読んでいただけでも申し訳ないの

この辺で終わりにいたします。どうかいつまでも元氣でがんばっていただきたいと思えます。

小林貞子

▼会費と些少なからカンパをお送りします。戦後仕事を共にした海老原光義氏が亡くなられ、彼が胸中に抱えてきた「横浜事件」への思いを想起しつつこの「事件」の解決が勝ちとられることを、強く願っています。
緑川 亨

▼海老原さん御逝去のこと、会報で知りました。海老原さんには個人的にも御指導頂き、またお世話になりましたが「戦前」「特高」に象徴される恐ろしい時代を、体験された方がお亡くなりになったことは、こういう怪しげな時代だけに、一層惜しまれます。ご冥福をお祈り致します。
古山 登

▼父が亡くなった時は五歳でした。この三月末に私も定年を迎えました。少しですが、退職金の一部を送ります。
西尾瑜香

▼このところ、会話の幅がせまくなって、忙しそうに用件をすませることが多くなりました。皆様のご健康をお祈り申し上げます。
山田 猛

●カンパを寄せて

くださった方々(敬称略)

〈5月〉 斎藤信子 緑川亨 間島 弘 〈6月〉 上田誠吉 西尾瑜香 佐藤純子 山田猛 西田照見 横 浜ペンクラブ 斎藤信子 〈7月〉 横山新 小野新一 斎藤峰一 梅 田正己 岩波労組 丹治洋子

入会申込・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル401
横浜事件・再審裁判を支援する会
☎03-3291-8066 (Fax兼用)
〈年会費〉 個人=2000円 団体=5000円
●郵便振替 00130-7-150641
振込用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。
●銀行振込 富士銀行九段支店
普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」